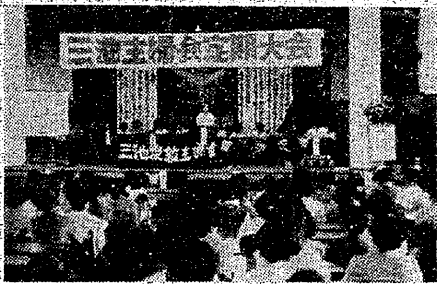


70年運動方針確立

12日、三池主婦会定期大会



生活と権利と平和を守り

「民主家庭」の創造へ

三池主婦会は去る十二日大牟田労働会館で第十七回定期大会を開き、「生活と権利・平和と民主主義・沖縄の無条件即時返還などの闘い」を強め、そして「貧しくとも豊かな民主的な家庭」の創造を目指して闘うという、七〇年度の運動方針を確立した。

主婦会定期大会

(1) 組織を強めるために
(2) 学習会活動を活発に行なう。
(3) 班会議を毎月開く。

三池主婦会定期大会で新しい運動方針を確立したが、その具体的な行動の根幹は次の通りである。

一、組織を強めるために
(1) 学習会活動を活発に行なう。
(2) 班会議を毎月開く。

三池主婦会定期大会で新しい運動方針を確立したが、その具体的な行動の根幹は次の通りである。

二、合理化に反対し、生命と健康を守るために
(1) CO患者・遺族を守る闘いの意義について、班会議などで話し合いを深める。
(2) CO患者を守る会運動の拡大をはかる。

三、共働きや家庭内職と主婦活動について
(1) 内職懇談会や、同じ職業の人たちとの交流会を行ない、悩んでいる主婦たちを支援する。
(2) 私たちは差別に耐えながら闘い、ゆがんだ社会を直さなければならない。

「悩みもあるが先輩に学び歩く」
久保主婦会長

再び三池主婦会の会長となった久保時枝さんは、これからの主婦会の闘いに対する決意を次のように語った。
「三十八年の三池大騒動で四百五十八名の労働者が生命を奪われ、八百数十名のCO患者をつくり出しました。これを機に政府・資本の責任を追及しながら、合理化から命を守る闘いを進めています。私は、そのことには定職となくしてまいりました。そのため主婦会活動が思うように進んでいないと反省しています。」



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 ③30334番
編集人 池田 紀生
年刊600円 送料共

組合員・主婦の皆さん、各地でCO患者を守る会が誕生しているのは、本誌記事で承知の通りです。地元でも、今少しがんばりたいと思います。命を守る事がますます大切になってきました。後からでは遅いのですから。

四、戦争に反対し、平和を守るために
(1) 安保反対の運動を拡げる。
(2) 地域住民の要求をひき出し、運動を拡げる。
(3) 軍国主義復活を許さず、平和を守るため、米軍の統一地方選挙を勝ち抜く。
(4) 母親大会や原水禁大会を成功させるために闘う。
(5) 子供のしあわせを守るために(1)子どもたちとつとめ活動できるように、生活に工夫と努力を強める。
(2) 夏季児童対策を発展させる。
(3) 教組との協力を強め、子どもを戦争の道連れにする一切の政策に反対する。
その他の方針は、敬老会などの行事を今後とも行なっていくことなどを明らかにしている。

仮処分裁判を控訴

職場闘争の正当性貫く

地裁判決 会社主張そのままだ

「三池炭鉱」の労働者たちは、去る二十一日三池労働組は佐伯弁護士ら五人の代理人を通じて、福岡高裁に控訴した。福岡高裁は「地裁判決を不服」として控訴した。相補和弘さんら百二十名の労働者が断固として再度法廷闘争に立ち上がったが、この裁判はいくつか重大な点を加えたわけである。

炭労働者要求

炭労働者は十五日から三日間の予定で決まった第六十一回臨時大会の決定に基づき、四十五年上期の期末手当として、総額一八平均十二万二千円の要求を提出した。

職場で行動始まる

港務、大がかりな合理化提案

三池港務所は、またまた鉄道関係を中心とする大がかりな合理化案を提出してきた。内容は、運輸部門の合理化を強行したばかりのうちにつく合理化政策に対し、港務所の全職場には怒りの火が燃えあがり、指導部と二つになつて、

「三池の火」を上げる
千二百名の一人であり、仮処分を闘ってきた中山昌広さん(四十才・本所指導部出身、現在全通連北福岡支部書記)は、控訴した現在の気持ちを語っている。
三池闘争後、みんなが新しい職業をもつて三池を出るときに合言葉は「三池の火をひろげよう」ということであつた。

主婦会新役員

主婦会の新年度の役員は次の通り。(敬称は略)
▽本部 会長 久保時枝、事務局 長 島文枝、会計 田中静枝、監査 田中真子、岩崎はつえ
▽支部 部長 宮浦 岡本たつ子、四山 古岡美代子、三川 稲井幸子、本所 田中まつ子、港務 大石千恵子
▽議長 菊川五百子、松藤のぶ子

控訴審、闘い抜く覚悟

職場闘争の再確立のためにも...

中山昌広さんの話

私は、どんなに抑えてもおさえきれないものではない。
私たちは十年前の決意を、さらに七〇年代に実現するために、闘わなければならないが、私自身の法廷闘争は、そのような私自身の闘いの宣言でもある。
歴史的な任務
中山さんの解雇理由は、本所統制時代の職場闘争と、本部支部教員部員時代の闘争指導である。昭和三十五年の三池闘争は、一口に「労働者のすばらしさ」と三池労働組というところをこえて今日の労働者階級の歴史的な任務というところまで、闘った労働者のすべてにおしえた。
労働者の運動の中に自分自身は、自分自身を知った中山さんは、昭和三十六年に全通連労働組の書記として就職し、その第一歩を踏み出した。
そして安部と三池の中から生まれた全通連運動の先頭に立ち、青年労働者の組織化に全力を尽くした。
三池の中からは、またまた全通連運動の先頭に立ち、青年労働者の組織化に全力を尽くした。
中山さんは、さらに今後つづけた十年でもあった。
「三池判決は資本にとっても六〇年代の総決算であり、将来の政治的先制攻撃でもある。このような攻撃をハネ返し、自分の七〇年代の闘いを、もう一度確立する。非常な政治的であったと思ふための支柱として、この法廷闘争を決定しました。三池現地のみなさんも、全国の闘いに意識的、積極的に関心をもち、さらに連帯を深めていただきたい」